

介護サービスの提供における 不適正事例について

(指定取消等処分事例)

青森県健康福祉部高齢福祉保険課

以下の事例は、介護サービス事業者等に対する指定取消処分事案の一例です。

それぞれの事例において、指定取消処分等の理由は複数ありますが、そのうち一部を記載しています。

※平成30年度における指定取消等の行政処分等は、平成31年2月末時点で**約50件**（各都道府県等からの通知による）となっています。

【事例1】

平成30年9月指定取消処分

訪問介護

県に届け出た事業所で営業せず、近隣の場所で営業する住宅型有料老人ホーム内で営業していた。（不正又は不当な行為）

同一建物減算をしなければならないにも関わらず、全額請求をして受領していた。

また、訪問介護の利用者が月に20人以上にならないように利用者の書き換えを行い、虚偽のサービス提供記録を作成した。（不正請求）

【事例2】

平成30年10月指定取消処分

地域密着型
通所介護

利用申込者への説明及び同意を得ておらず、またサービス提供記録の作成をしていないにも関わらず請求受領した。（不正請求）

監査時及び監査後に利用者への交付書類を過去から作成し、説明等もしているとした。（虚偽報告・虚偽答弁）

→欠格事由該当者は法人取締役と実質的な管理者（管理者変更届未届）

【事例3】

介護老人
保健施設

平成30年8月指定の一部効力の停止

入所者に対し**身体的虐待（暴行）**を加え、
3週間程度の加療を要する肋骨骨折等の傷害を
負わせた。また、施設において、**虐待に関する
マニュアルや研修が不十分**であった。当該職員
の虐待を認識していながら**必要な対応を怠るな
ど、組織的体制に不備があった。**（人格尊重
義務違反）

【事例4】

平成30年8月指定取消処分

(予防)福祉用具貸与
特定(予防)福祉用具販売

福祉用具専門相談員を人員基準を満たすように配置する予定であるかのように装った。(不正の手段による指定)

特定福祉用具を販売していないにも関わらず虚偽の申請書を作成し、不正な報酬請求を行った。(不正又は著しく不当な行為)

【事例5】

平成30年3月指定取消処分

通所介護

生活相談員及び介護職員の員数不足、看護職員が配置されていない。（人員基準違反）

実際に勤務していない従業員が勤務したかのようにタイムカードを偽造し、監査時にも勤務しているかのように答弁した。（虚偽報告・虚偽答弁）

介護職員処遇改善加算の対象となる介護職員の賃金改善額が、加算による収入額を下回っていたが、上回ったように偽装した。（不正請求）

【事例6】

平成30年11月指定取消処分

訪問介護

指定時から管理者及びサービス提供責任者が常勤しておらず、また訪問介護員も常勤換算で2.5人以上確保できていなかった。

(人員基準違反)

サービス提供責任者及び訪問介護員を人員基準を満たすように配置する予定であるかのように装った。(不正の手段による指定)

おわりに

介護サービス事業者等は、介護保険法、関係令規及び関係通知に定められた基準等を遵守し、適正な運営を行わなければなりません。

これらの事例を戒めとし、事業所等の適正な運営を図ってください。